

遺言制度の見直しにおける論点の検討(3)（同(1)及び(2)の補充）

(前注) 本部会資料は、遺言制度の見直しにおける論点の検討(1)及び同(2)（各論点に関する一度目の検討）に基づいて行われた御議論を踏まえ、その補充として、各論点に関する二度目の検討に入るに先立ち、主要な論点に絞って更に御議論いただくため、「遺言の本文に相当する部分の在り方」（部会資料2の本文第2の3）及び「真正性を担保するための方式の在り方」（同第2の4）を併せたものを本文第1として、「保管制度の要否等」（部会資料3の本文第1の4）を本文第2として、それぞれ現時点での整理を試みたものであり、部会資料2及び3の対応する部分を差し替える趣旨のものではない。

第1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

遺言の本文に相当する部分につき、遺言者本人による入力等を必要とするか否かについては、真意性・真正性の担保等としてどの程度を要すべきと考えるかなどにより考え方が分かれ得るところ、例えば以下のような方式を含め、今後、どのような方式について更に検討を進めるのが相当か。

1 遺言者本人による入力等を必要とする方式

(1) 文字情報とした電磁的記録とする方式（注）

ア 全文、日付及び氏名を自書した書面を作成し、同書面をスキャン等する方式

イ 全文、日付及び氏名をデジタルタッチペンで入力するなど、デジタル技術の活用によって遺言者本人が入力したことが確認可能な在り方により作成する方式

ウ ワードソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成し、証人が作成開始から終了まで実際に、又はウェブ会議の方法により立ち会う方式

エ 公設のカメラ付き専用ブースにおいて、ワードソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成する方式

(2) 遺言者本人による口述を録音・録画する方式（注）

(注) (1)アからエまで及び(2)のいずれについても、改変防止等の観点からは、電磁的記録に遺言者本人（(1)ウについては、遺言者本人に加え証人）が電子署名を講ずることが考えられる。

(3) プリントアウトした書面とする方式

ワードソフト等を利用して全文及び日付を入力し、プリントアウトした書面について、証人が作成開始から終了まで実際に、又はウェブ会議の方法により立ち会った上で、遺言者本人及び証人が氏名を自書する方式

2 遺言者本人による入力等を必要としない方式

(1) 文字情報とした電磁的記録とする方式

ア ワードプロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成された電磁的記録に、遺言者本人が電子署名を講ずる方式

5 イ ワードプロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成された電磁的記録に、補助資料としての録音・録画又は生体認証技術を添付等した上で、遺言者本人が電子署名を講ずる方式

ウ ワードプロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成された電磁的記録について、証人が実際に、又はウェブ会議の方法により立ち会った上で、遺言者本人及び証人が電子署名を講ずる方式

10 エ 保管制度を設けた場合の保管機関等の公的機関において本人確認を行う方式

(2) プリントアウトした書面とする方式

ワードプロソフト等を利用して全文及び日付を入力し、プリントアウトした書面に遺言者本人が氏名を自書する方式

15

(補足説明)

1 これまでの議論を踏まえた検討の方向性

(1) 第2回会議では、自筆証書遺言の場合は全文自書要件により、公正証書遺言の場合は口授要件により、それぞれ遺言者本人が本文に相当する部分を自ら記載又は口授することが求められているところ、新たな遺言の方式においても、遺言者本人が本文を入力等することが求められるかどうか問題となるとの指摘があった。

20

そして、遺言者本人による入力等を求めるべきとの方向性の意見としては、秘密証書遺言では必ずしも遺言者本人による入力等を要しないところ、その利用が低調である現状を踏まえると、他人による入力を許容することについては慎重に考えるべきとの意見のほか、自筆証書遺言においては、全文自書要件があることにより間接的に偽造のインセンティブが働きにくくなっているとの意見等があった。これに対し、他人による入力を許容すべきとの方向性の意見としては、意思表示に加えて更なる真意確認を行う必要はなく、他人が入力した記録について本人が承認するという秘密証書遺言相当のものもあり得るとの意見のほか、積極的に他人による入力を許容すべきとの考えではないものの、入力自体を本人が行うか他人でも足りるかという点には質的な相違はなく、他人による入力を許容する方式であっても何らかの方法で真意性を担保し、熟慮を促す方向を検討すべきであるとの意見や、裁判実務家からすると、本人入力方式要件となった場合にこれを事後的に立証することは困難ではないかとの意見があった。

25

30

35

この点については、真意性の担保又は熟慮を促すことの具体的な中身として、新たな遺言の方式において、意思の形成及び表示に他人の影響等が及ぶことを防止す

ること、意思表示を確定させること及び熟慮を促すこと等をどの程度重視すべきかなどによって考え方が異なり得るものと考えられる。

(2) 以上の点に関し、部会資料2の本文3（遺言の本文に相当する部分の在り方）の(1)（文字情報とした電磁的記録）のアからオまで及び(2)（録音・録画した電磁的記録）については、(2)は遺言者本人による入力等を必要とする方式であるのに対し、(1)には、遺言者本人が入力することを確保する方式と、他人が入力したものについて遺言者本人が承認する方式とが混在しているのではないかとの趣旨の意見があった。そこで、本文第1は、遺言者本人による入力等を必要とする方式と、遺言者本人による入力を必要としない方式とに整理し直した上で、部会資料2の本文4（真正性を担保するための方式の在り方）も併せて記載することにより、新たな遺言の方式を例示することを試みたものである。

なお、部会資料2の本文4(2)においては、他人による改変防止のための在り方としては、電子署名、保管制度及びブロックチェーン技術の3つの方策を掲げていたところ、保管制度を設けるか否かについては本文第2において扱うこととし、また、ブロックチェーン技術を用いることについては、その必要性や有用性が十分には具体化していないことから、本文第1においては、このうちの電子署名によって対応することを例示している。

2 遺言者本人による入力等を必要とする方式（本文1）

本文1は、遺言者本人による入力等を必要とする方式である。

この方式については、遺言者本人による入力等であることをどのように担保することができるか、また、遺言者の死後に遺言者本人による入力等であったことをどのように確認することができるかが問題となると考えられる。

なお、遺言者本人による入力等を必要とする方式においては、それぞれの方式要件により真正性の担保等が一定程度図られていると考えられるものの、遺言者本人が作成したこと（成立時の作成の真正性）の担保に加え、遺言完成後の改変防止の観点も考慮するならば、(1)アからエまで及び(2)のいずれについても遺言者本人等の電子署名を講ずるものとするのが考えられることから、本文の注にその旨を記載している。

(1) 本文1(1)は、遺言の本文に相当する部分について、文字情報とした電磁的記録とする方式である。

アは、遺言者が本文を自書したものをスキャンする方式であり、自書された筆跡により本人が作成したものか否かを事後に一定程度確認し得ると考えられる。他方で、自書した書面をスキャン等する過程が加わることにより、その過程で偽造・変造が行われるリスクは生じるため、現行の自筆証書遺言と同じ程度に遺言者本人による入力であったかを確認することができるのかとの指摘や、そもそも作成時の負担が軽減されず、むしろ現行の自筆証書遺言よりも更に重くなるとも考えられるこ

とから、メリットが乏しいとの指摘があり得る。

イは、デジタル技術の活用によって遺言者本人が入力したことが確認可能な在り方により作成する方式であり、具体的には、例えば遺言者本人がデジタルタッチペンで本文を自ら入力する方式が考えられるほか、一部の民間事業者においては、遺言の作成を開始してから終了するまでの間遺言者本人が他人と交代することなく入力を継続していたことが確認可能な技術を提供しているとの情報がある。これらの技術については、遺言者本人が入力したことを確認することができる精度の程度が問題となるほか、一部の民間事業者において技術を提供しているとしても、現時点で又は将来において広く一般に利用可能なものか、必ずしも明らかでないなどの問題があると考えられる。

ウは、遺言者本人がパソコンのワープロソフト等により入力して作成する方式であり、仮に、上記イのようにデジタル技術の活用によって遺言者本人による入力を担保することが難しいのであれば、証人が立ち会うものとするのが考えられ、この場合、証人は、遺言の完成時だけではなく、遺言の作成開始から終了までについて立ち会うこととなると考えられる。この場合、証人は、立ち会ったことを示すため遺言に係る電磁的記録に電子署名を講じ、また、事後に遺言の効力が争われた場合には、遺言者本人による作成過程を供述することが考えられ、また、証人が遺言者と同一場所において現実に立ち会うことのほか、ウェブ会議の方法により立ち会うものとするのが考えられる。(注)

エは、公的施設において遺言者がワープロソフト等を利用して遺言を入力するとともに、その様子を録音・録画することによって遺言者本人により入力されたことを確認可能とする方式であるものの、このような方式を実現するためには対応する態勢を整える必要があり、また、遺言者本人が出頭しなければならない点や、利用可能な曜日・時間帯が限定される点等が負担となるものと考えられる。

(注) 方式として証人の立会いを定める場合、証人によって何を担保することができるのかを検討する必要があると考えられるところ、公正証書遺言の場合の証人は、遺言者の真意を確保し、遺言をめぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認すること、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされている。

(2) 本文1(2)は、遺言者が遺言内容を口述する際の音声及び様子の録音・録画自体をもって遺言とする方式である。

第2回会議では、この方式について、一覧性及び可読性がなく、口述による誤りも発生しやすいため、執行を受ける側としてその対応に時間を要することとなるな

ど、迅速かつ円滑な執行を行うとの観点から望ましくなく、遺言の内容を執行する場面を想定すると、遺言の本文に相当する部分について、文字情報とした電磁的記録とする方式が望ましいとの意見があった。そして、災害時等特別の方式の遺言の場面はともかく、遺言の本文に相当する部分について、録音・録画した電磁的記録とする方式が望ましいとの積極的な意見はなかった。

(3) 本文1(3)は、電磁的記録ではなく、ワープロソフトを用いて入力しプリントアウトした書面を原本とする方式であり、遺言者本人による入力を担保するため、証人が遺言の作成開始から終了までについて立ち会うことを求めるものである。

10 3 遺言者本人による入力等を必要としない方式（本文2）

ワープロソフト等による入力については、遺言者本人が入力したことを直接担保することは必ずしも容易でないことなどを踏まえ、遺言者本人による入力を要しないとする場合の方式を例示するものである。

15 遺言者本人による入力を必要としないものとする場合、真意性の担保等のうち、意思の形成及び表示に他人の影響等が及ぶことを防止すること、意思表示を確定させること、熟慮を促すことなどを別の手段によって担保することが求められると考えられる。

20 なお、秘密証書遺言においては、遺言者本人が遺言書を筆記していない場合には、筆者を通じて遺言の作成過程を明らかにするため、遺言者が公証人に対し筆者の氏名及び住所を申述するものとされていること（部会資料2の14頁参照）を踏まえると、遺言者本人による入力等を必要としない方式においても、入力者を明らかにすることを方式要件とするとも考えられる。

(1) 本文(1)は、遺言の本文に相当する部分について、文字情報とした電磁的記録とする方式である。

25 アは、ワープロソフト等を利用して全文等を入力して作成された電磁的記録に、遺言者本人が電子署名を講ずる方式である。しかし、マイナンバーカードについては、カード自体や電子署名の利用に必要な暗証番号を家族等が管理していることも十分あり得ると考えられることなどから、電子署名だけで本人の意思に基づいて作成されたことなどを担保することはできないとする指摘があり、本人確認手段として十分ではないとも考えられる。なお、電子署名を用いる場合については、併せて電子証明書の有効性検証が必要と考えるとすると、その有効期間内に検証をする第三者が必要であるとも考えられる。

30 イは、電子署名を講ずる方式だけでは十分ではないと考えられることを踏まえ、真正性等の担保のための補助資料として、録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式、生体認証技術を利用する方式等を併用する方式である。第2回会議では、録音・録画を用いる方式について、それだけでは十分ではないものの、真正性

の担保等のための補助的な手段として用いることはあり得るとの意見が複数あった。録音・録画を用いる場合については、その作成過程をどのように適切に撮影できるかが問題となるほか、本文と録音・録画が結び付き、撮影された場面で作成されたものが遺言であることを担保する必要があると考えられる。この点については、遺言者が文字情報とされた遺言本文を読み上げ、その様子を録音・録画することが考えられるが、このような方法を含め、引き続き検討する必要があると考えられる。また、生体認証技術を利用する方式については、生体情報を何らかの機関で保管するとの点についてはプライバシー等の観点から受け入れられないのではないかとの指摘があった。そうすると、現状、マイナンバーカードの顔写真若しくはそのデータ、自動車運転免許証の顔写真又はパスポートの顔写真など、公的機関による厳格な本人確認を経た登録情報が存在する顔貌を用いた認証を利用する制度を構築することが考えられるところ、その際には、認証主体や認証の在り方を考える必要があると考えられる。

ウは、遺言者による遺言の作成に証人が立ち会うことにより、遺言者が遺言を作成したことを担保する方式である。第2回会議では、自筆証書遺言では第三者の関与を要せず一人で作成することができることを踏まえると、新たな方式の遺言においても証人等の関与なく、遺言内容を第三者に秘密にできることとする制度が望ましいとの意見があったのに対し、海外法制をみても証人によって真意性の担保等を図っているとの指摘もあった。なお、遺言者本人による入力等を必要とする方式(本文1(1)ウ)において本人自身が入力したことを証人が証する場合と異なり、証人が遺言の作成開始時から終了時まで立ち会うことを要するものとするか、又は遺言完成時(署名時等)に立ち会うことで足りるものとするかについては、求められる真正性の担保等の程度との関係で検討する必要があると考えられる。

エは、保管申請手続に際しての本人確認手続により真正性の担保等を図るとする方式であり、第1回会議では、遺言者本人が保管の申請をするということであれば真意性の担保まで図ると考えることができるとする指摘もあった。また、第2回会議では、遺言者本人による保管制度において、本人が出頭して申請するのであれば、相続人としても納得感が得やすいとの指摘など、保管制度を真正性の担保等を図る手段として用いるべきとする意見が複数あった一方で、保管手続を必要的とすると、手間や負担を要することとなり、遺言者にとって利用しやすい手続ではなくなる、という観点から消極的な意見もあった。この点に関し、第3回会議では、遺言者の利便性確保の観点から、保管申請及びその際の本人確認もオンラインで完結するような制度設計についても検討すべきであるとの意見もあった。

(2) 本文(2)は、電磁的記録ではなく、ワープロソフトを用いて入力しプリントアウトした書面を原本とする方式である。

第2 保管制度の在り方

1 保管の主体

保管制度を設けることとする場合には、保管の主体を公的機関とすることを中心に検討を進めつつ、民間事業者等とすることも現時点では排除せず検討を進めることについて、どのように考えるか。

2 保管の義務付けの要否

電磁的記録に係る遺言について、発見されないリスク、本人が施したパスワードが付されている場合にファイルを開くことができないうリスクに対処し、また、電子署名に係る電子証明書については有効期限が設けられているほか、本人の死亡により失効すること、さらに、唯一の原本の存在を確保することができるメリットがあること等（ただし、本人確認手続を行うことによる真意性・真正性の担保等の観点については、本文第1の方式要件による対応の可否がまず問題となる。）から、保管を義務付けることが考えられる。

他方、保管を義務付ける場合、現行の自筆証書遺言と比較して手続的・費用的負担等が大きくなることから、保管を義務付けるのは相当でないとも考えられる。

これらの観点を踏まえ、保管を義務付けるか否かについて引き続き検討するものとするについて、どのように考えるか（注）。

（注）保管を義務付けるものの、保管を欠いても遺言の効力には直ちには影響しないとする考え方もある。

（補足説明）

1 これまでの議論を踏まえた検討の方向性

これまでの会議では、保管制度を設けることについて積極的な意見が多数見られ、保管制度を設けることに異論はなかった。

また、保管制度を設ける場合の保管の主体について、第3回会議では、利用者の安心の観点から公的機関とすべきとの意見や、自筆証書遺言書保管制度において保管体制の基盤のある法務局とすべきとの意見があったところ、積極的に民間事業者等とすべきとする意見は見られなかった。

他方で、保管を義務付けるか否かについては、後記のとおり、様々な意見があったところであり、その具体的な在り方を含め、引き続き検討する必要があると考えられる。

2 保管の主体（本文1）

本文1では、保管制度を設けることとした上で、保管の主体を公的機関とすることを中心に検討しつつ、現時点では民間事業者等も排除しない旨を記載している。遺言書という極めて重要な個人情報を含む文書を保管する機関には高度の信頼性が要求

される上、利便性の観点から、全国に存在する公的機関が望ましいと考えられ、具体的には法務局等が考えられる（注）。

5 なお、部会資料3に記載したとおり、公的機関において録音・録画した電磁的記録について保管することは過大なシステム負荷やコストを要し困難であると考えられる。

10 (注) 法制審議会民法（相続関係）部会の調査審議におけるパブリックコメントでは、保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。そして、調査審議の結果、上記の点を踏まえ、国の機関である法務局が行うことが適切とされた。

15 3 保管の義務付けの要否（本文2）

20 (1) 保管を義務付けるべきとの考え方の根拠として、①紙媒体のものより遺言が発見されないリスクが高いこと、遺言者が施したパスワード等により他人が遺言の内容を読み取ることができないおそれがあること、電子署名に係る電子証明書については有効期限が設けられているほか、本人の死亡により失効すること、電磁的記録では原本と複製物との判断が困難であるところ保管により唯一の原本の存在を確保することができ、撤回等の問題を解決することができることなどデジタル技術の特性によって発生し得る問題に対処するとの観点からのものと、②真正性を担保等する観点からのものがある。

25 第3回会議では、保管を義務付けることについて積極的な意見が多かったものの、真正性の担保等以外の観点（上記①の観点）から義務付けを相当と考えるかは必ずしも明らかではなかった。遺言が発見されないリスクの軽減や遺言の形式を一定程度統一して円滑な執行を実現することができるとの観点から積極的な意見があったものの、他方で、仮に公的機関での保管が義務付けられるとすると、今後自筆証書遺言の利用にハードルがあると考え層が増加すると公的機関の関与なく遺言を作成することが事実上困難となってしまうおそれがあるとの指摘や、公的機関の窓口の対応時間が限られていると遺言の申請をすることができない場合も生じるとの指摘など、現行の自筆証書遺言よりも負担が大きくなるのは慎重に考えるべきであるとして、保管を義務付けることについて慎重な意見もあった。

35 上記②の観点については、まずは本文第1（新たな遺言の方式）による対応の可否が問題となり、仮に本文第1によって対応が可能な場合には、将来の紛争防止等

との上記①の観点から保管を義務付けた上で、保管を欠く場合には本人が作成した遺言であっても無効とする効果を伴わせることが相当かどうかについて、引き続き検討する必要があると考えられる。

- 5 (2) 本文2の注では、保管を義務付けるものの、保管を欠いても遺言の効力には直ち
には影響しないとする考え方を記載している。この点について、保管がされていな
い場合に遺言の効力を生ずるためには裁判所による承認の裁判を要するなど、保管
とは別の手続を必要とするなどの考え方があるところ、第3回会議では、裁判所によ
10 る承認の裁判をするためには、遺言の作成過程に証人が関与するなど承認の裁判
において審理判断を行うための手掛かりとなり得る方式要件が必要であるとの指摘
や、そもそも裁判所が関与する意義をどの点に求めるか、その裁判で何をどのよう
15 に審理判断すべきなのかを検討すべきであるとの指摘、いつ遺言の効力が発生した
と考えるのか検討する必要があるとの指摘があった。この点については、その他の
方式要件も踏まえ、裁判所の承認の判断ないしこれに代わる遺言の効力発生要件の
必要性、ひいては、本文2の注に記載した考え方そのものの妥当性等につき、引き
続き検討することが考えられる。

以上